特定技能 協議会加入マニュアル

~素形材·産業機械·電気電子情報関連製造業~





■はじめに~ 特定技能 産業分野 一覧

管轄省庁	産業分野	管轄省庁	産業分野	
厚労省	介護	国交省	建設	
	ビルクリーニング		造船•舶用工業	
	農業			今回のマニュアルの対象 はこちらの分野です。
ddy I. als	漁業		航空	
農水省	飲食料品製造業		宿泊	
	外食業	経産省	素形材·産業機械製造·電気電子情報関連産業	※特定技能外国人 の受入前に加入が 必要です。



■協議会加入に向けて

- ①入会申し込みフォーム
- <u>=法人情報・担当者連絡先・受入れ事業所情報・登録支援機関情報・日本標準産業分類</u>などの必要情報を入力します
- ②提出が必要な証明書類(良い例・悪い例)
 - -<u>製造品・完成品・製造設備・納品書等</u>の4点に関する書類が必要です
- ③証明書類作成テンプレート
 - =②の書類はこちらのテンプレートの使用が必須です





	·····································				
No.	必須	項目	備考欄		
1	•	名称	法人番号サイトの記載内容と同一の表記をご入力ください。 ※略称での入力は不備となり、修正が必要となります。×(株)→ 〇 株式会社 ※法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/		
2		法人番号	法人番号サイトの記載内容と同一の番号をご入力ください。(13桁、半角数字) ※法人番号がない場合は空欄で問題ございません。 ただし、法人番号があるにも関わらず未入力の場合は、受理できませんので、再届出が必要となります。 ※法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/		
3		代表者氏名	※法人の場合は入力必須です。		
4	•	住所	<u>法人番号サイトの記載と同一の<mark>住所</mark></u> をご入力ください。 ※法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/ ※住所が異なる場合は受理できませんので、再届出が必要となります。		
5		会社ホームページ	ホームページがない場合は空欄で問題ございません。 ただし、「5.会社ホームページ」または「6.事業概要」のどちらかは必ず入力してください。		
6		事業概要	会社ホームページがない場合は必ず入力ください。(100文字以内) また、事業概要について備考がある場合もご入力ください。 例:鋳鋼、鋳鉄品の製造を行っているメーカー。主な取引先は〇〇など。		
7		事業に関する資料	上記項目で紹介しきれなかった、会社パンフレットやURL等の資料がある場合は、5MB以内のPDF形式でアップロードしてください。(任意) ※資料が複数ある場合には1つのPDFにまとめてアップロードしてください。		



担当者連絡先

※製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会から、届出内容に関する問合せを行う場合があります。本件について、<mark>問合せに対応できる担当者名・連絡先</mark>を入力して下さい。

No.	必須	項目	The state of t	
8	•		受入れ機関の担当者名をご入力ください。 ※登録支援機関の担当者氏名の場合は不備となり修正が必要になります。	
9	•	直通電話	受入れ機関の担当者の連絡先電話番号をご入力ください。 ※登録支援機関の担当者の連絡先電話番号の場合は不備となり修正が必要になります。 ※内線番号があれば、合わせてご入力ください。(任意)	
10	•	担当者メールアドレス	受入れ機関の担当者のメールアドレスをご入力ください。 ・メールアドレスは2つまで登録できます。メールアドレス1は必ず受入れ企業担当者のものを登録して下さい。 ・メールアドレス2は、登録支援機関等受入れ機関以外の方の連絡先を登録いただいてもかまいませんが、 登録内容や確認結果等に関してはメールアドレス1に記載された受入れ機関の担当者にのみ配信されます。	



受入れ事業所情報

- ※受入れ事業所が本社工場の場合は、以下の項目の記入は必要ありません。
- ※<mark>単独の事業所</mark>のみの場合は「本社工場」。複数ある場合は、今回受入れを行う事業所名「〇〇事業所」と入力してください。
- ※請負による製造で、受け入れる事業所が他社となる場合は、「請負:○○株式会社○○事業所内」と入力してください。
- ※複数の事業所で届け出る場合は複数回届出してください。(例えば3つの事業所で受入れを行う場合には、3回届出が必要です。)

No.	必須	項目	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	
11			受入れ事業所の名称をご入力ください。 ※受入れ事業所が本社工場の場合は、記入は必要ありません。	
12	•		受入れ事業所の住所をご入力ください。 ※受入れ事業所が本社工場の場合は、記入は必要ありません。	
13	•	受入れ事業所担当者氏名	入れ事業所の担当者指名をご入力ください。本件について、問合せに対応できる担当者名を入力して下さい。 受入れ事業所が本社工場の場合は、記入は必要ありません。 受入れ機関担当者と異なる場合に、担当者氏名を入れてください	
14	•		受入れ事業所の電話番号をご入力ください。本件について、問合せに対応できる方の連絡先を入力して下さい。 ※受入れ事業所が本社工場の場合は、記入は必要ありません。	



登録支援機関情報

- ※登録支援機関を活用をしない場合は、以下No.15~20の記入は必要ありません。(活用する場合は、後日申し出が必要です)
- ※登録支援機関の活用を予定しているが、現時点では契約していない場合(届出時点で委託契約しておらず、その後契約した場合)、契約後4か月以内にその旨を運営事務局宛てにメールで申告してください。
- ※登録支援機関を活用する場合は、以下の情報を入力してください。

No.	必須	項目	備考欄
15			出入国在留管理庁HPに掲載されている <mark>登録支援機関登録簿に記載の登録番号</mark> をご入力ください。 ※ <mark>登録支援機関を活用をしない</mark> 場合は、記入は必要ありません。
16	•	登録支援機関の名称	出入国在留管理庁HPに掲載されている <u>登録支援機関登録簿に記載と同一の名称</u> をご入力ください。 ※ <mark>登録支援機関を活用をしない</mark> 場合は、記入は必要ありません。 ※略称での入力は不備となり、修正が必要となります。×(株) → ○ 株式会社
17	•		出入国在留管理庁HPに掲載されている <mark>登録支援機関登録簿に記載と同一の住所</mark> をご入力ください。 ※ <mark>登録支援機関を活用をしない</mark> 場合は、記入は必要ありません。
18		登録支援機関の担当者氏名	※ <mark>登録支援機関を活用をしない</mark> 場合は、記入は必要ありません。
19	•	出出基坦	<u>特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号)第2条第4号(※別途資料)</u> のイからワのいずれにも該当しないことをご確認の上、 チェックをしてください。
20	•	誓約事項	製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会 運営要領 第3条第1項の規定をご確認の上、誓約事項にチェックをしてください。 〈製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会 運営要領より抜粋〉 (構成員の義務) 第三条 前条第1項第3号に該当するものとして構成員となった者は、協議・連絡会が行う一般的な指導、報告 の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等に対し、協力を行うものとする。



事業所で特定技能外国人が従事する産業の日本標準産業分類(複数選択可)

※1号特定技能外国人を受け入れる事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。

- ※中分類・小分類に該当する場合はそれ以下の細分類を含むものとします。但し、除外項目がある場合はその記載内容に準じます。
- ※選択を行う産業分類の内容を以下の日本標準産業分類(平成25年度10月改定)(大分類 E 製造業)によりご確認下さい。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf

No.	必須	項目	Marian Marian Marian Marian	
21	•	事業所で特定技能外国人が従事する産業	1号特定技能外国人が従事する(予定の)日本標準産業分類の番号(産業分類)をすべて選択してください。 ※選択を行う産業分類の内容を以下の日本標準産業分類(平成25年度10月改定)(大分類 E 製造業)によりご確認下さい。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf	
22	•	産業の証明書類	証明書類は「テンプレート」を必ず用いて作成・提出してください。なお、1つのPDFファイルは8MB以内にまとめてください。 ※証明書類の内容および作成方法については、以下ページの「証明書類サンプル」の箇所を参照してください。 https://www.sswm.go.jp/entry/classification.html	



提出が必要な証明書類(製造3分野共通)

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会確認は、提出を受けた証明書類をもとに 「届出時に選択された産業分類に該当する製造品の出荷実績等があることの判断」 を行っています。

情報か誤っている場合や不足している場合は、庙出の差し戻して丹徒出によって 確認完了までに時間を要します。提出される前に証明書類の精査を十分に行って下さい。

全届出者 必須4点セット

- ① 製造品の画像と説明文(※1)
- ② 製造品が最終的に組み込まれる完成品(最終製品)の画像 と説明文(※1)
- ③ 製造品を生産するために用いた設備(工作機械、鋳造機、 鍛造機、プレス機等)の画像及び説明文(※1)
- 事業実態を確認できる、直近1年以内の証跡画像 (上記①の製造品の納品書、出荷指示書、仕入れ書等)
- ※1 届出する分野に該当する製造品について、画像や資料に加え、詳細な説明をお願いいたします。

また、本届出は事業所単位となります。

製造品等の画像等は、特定技能外国人材を受け入れる事業所において製造しているものをご提出下さい。特定技能外国人材を受け入れる事業所以外の事業所で製造している製造品は証明書類とはなりません。

該当者のみ 準備が必要

- ⑤ 請負による製造の場合は、『請負契約書の写し』 (※2)
- ⑥ 権利等の関係で、製造品等の画像を提出できない場合は、 『製造品の画像提出不可の理由書』(様式自由)
- ⑦ その他、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会から確認 の過程で追加提出の指示があったもの(初回届出時は不要です)
- ※2 請負業務で製造する製造品が、届出する分野に該当している、 と明示的に確認できる契約書を提出して下さい。

- ①産業分類に該当する製造品があること
- ②その製造品の出荷実績があること

が判断されます

上記2点を満たしているか につき、 ・説明文

▪画像

を元に明確に示します。

1) 製造品及びその用途が確認できる画像(例)

○良い例



部品:タッチパネルセン サー部品 用途:券売機・ATM等 機能:タッチ操作の変 化により、精度・反応速 度の対応を調整

- 製造品の説明文が記入されている
- ※ 画像付近の説明に加え、テンプレートで 画像についての詳細説明を記載してください



歯車部品を製造。 用途は、業務用発電機・インパーターであり、トルク調整の機能 を果たしている。

◎ 届出する分野に該当する製造品が 単体で鮮明に接写されている



家庭用電化製品(主 にエアコン・冷暖房 機器・冷蔵庫)の電

◎ 製造品が単体でカラー接写されており明瞭である



◎ 複数の製造品が写っていても、 届出する製造品と対応する 産業分類番号が明瞭に示されて いる

× 悪い例



▲ 説明文がなく写真のみ



歯車部品を製造。 用途は、業務用発電 機・インバーターであ り、トルク調整の機能 を果たしている。

▲ 写真がぽやけていて不鮮明



家庭用電化製品(主 にエアコン・冷暖房 機器・冷蔵庫)の電 子回路

▲ モノクロ (届出受理の判断となる要素のため カラー提出を推奨します)



型番BB-0 産業分類番号 2691

型番AA-0 産業分類番号 2422

▲ 複数の製造品が写っていて、 どれが対象の製造品が不明

▲ 他製造品に関すている部分が あり不明瞭

2



1 製造品及びその用途が確認できる画像 (例)

○良い例



- ◎ 企業HPを用いる場合、 該当ページ(製造品や生産 工程など)の画像を枠で 囲っている
- 説明文を記載するなど明確 に示している

× 悪い例



▲ HP画面をただ貼り付けている

3

対象部品工程

・完成品と製造品の関係(どこに製造品が利用され ているか)

などが、 明確にわかるように特定 して示します ② 製造品が最終的に組み込まれる完成品の画像 (例)

○良い例



× 悪い例





温度制御装置 ※当社出荷後、 別事業者の工場にて 製品に組み込まれます。

- 完成品(最終製品)の画像も 合わせて提示し、製造品がど こに利用されるか明瞭に 示されている
- ◎ 出荷後に別事業者が組み立て る場合でも、例を挙げて説明



▲ 完成品(最終製品)の どの部分に製造品が使用 されているかが不明瞭



4



③ 製造品を生産するために用いた設備の画像(例)

○良い例



製造品テスト設備: 感光性確認のため、 センサー反応測定を実施



製造品加工設備: 強度向上のため、 ガス圧制御バルブの表面熱処理 加工を実施

- ◎ 届出する分野に該当する 製造品を製造している機器が どれなのか、明瞭に示されて いる
- ◎ 設備の説明文が記載されている

× 悪い例





▲ 全景写真のみ 届出する分野に該当する 製造品を製造している設備 がどれなのかが不明瞭 同様に、製造設備・工程 などを1つ1つ切り分けて 特定します ③ 製造品を生産するために用いた設備の画像(例)

○良い例



組立及び通電測定



加工 (シリンダ部分の切削)



金型作製 (チャンバー部品)

- ◎ 手元が写っているなど、 作業内容が明瞭に示されている
- ◎ 作業工程の説明が記載 されている

× 悪い例



▲ 手元が写っていない



▲ 作業内容が不鮮明

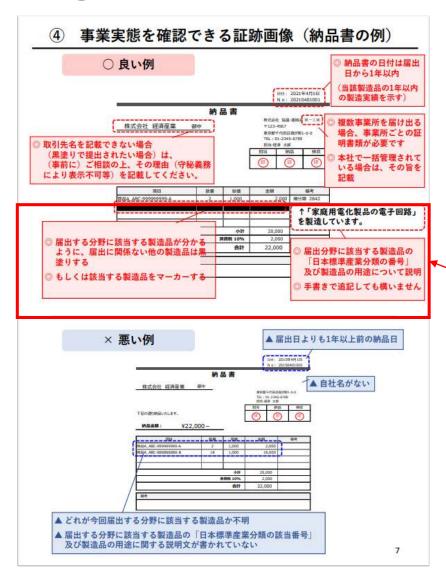


▲ 作業工程の説明が記載されて いない



0





①マーカーを引く ②番号を記載する

などして、届出の対象となる製造品が分かるようにします。





■③証明書類作成テンプレート

入会申込み証明書類

事業者名: 〇〇

「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」への入会にあたり、必要な証明書類(該当する全ての産業の日本標準産業分類証明書)です。 以下1~4.8で確認いただれ、証明書類をご準備ください。

(提出前に服終確認の上、チェックをしてください。) サンブルや見本シートを確認し、提出する情報に濡れがないことを確認しました。

1. 特定技能外国人が従事する(予定の)日本標準産業分類の番号を1つ選択してください。 (製造品1つにつき、1つの日本標準産業分類です。複数製造品がある場合は、2ページ目以降のページを追加して、各製造品がどの産業分類に届け出ているのかがわかるようにしてください。)

г	2194-新型製造業 (中子を含む)	Г	225-鉄素形材製造業
г	235-非統金國素形材製造業	Г	2422-機械刃物製造業
г	2424-作業工具製造業	Г	2431-配管工事用附属品製造業(バルブ、コッケを除く)
г	245-金属素形材製造業	Г	2462-溶融めった難(表面処理網材製造業を除く)
г	2464-電気めった幕(表面処理網材製造業を除く)	Г	2465-金属熱処理業
г	2469ーその他の金属表面処理章 (ただし、アルミニウム陽極酸化処理章に限る)	г	248-ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
Γ	25-以人用機械器具製造業 (ただし、2591消火器具・消火装置製造業を除く)	г	26-生產用機械器具製造業
г	27-業務用機械器具製造業 (ただ., 274 医療用機械器具・医療用品製造業 及C5276 武器製造業を除く)	г	28-電子部品・デバイス・電子回路製造業
г	29-電気機械器具製造業 (たた人、2922 内燃機関電後品製造業を除く)	г	30-情報连信機械器具製造業
г	3295-工業用模型製造業		

※選択を行う産業分類の内容は「日本標準産業分類」におご確認下さい。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf

《日本標準産業分類番号:2462.2464.2469で届出を希望される場合。提出必須情報が複数が見ます。サンブルや見本シートをよくご確認ください。

産業分類を選択します

①製造品の 説明をしま す☞

証明書類(以下の①、②、③、⑥のすべてを添付してください。) 雇出する製造品画像(単体かつ接写で明瞭なもの)。 下部「上紀画像についての詳細説明」において、製造品の用途・機能について子細な説明を記載してください。 ※特定技能外国人材を受け入れる事業所において製造しているものをご提出下さい。それ以外の事業所で製造している製造品は証明書類とは必定せん。自社中が 商用部品を製造。 用途は、業務用発電機・インバーターであり、 粗立被 トルク調整の機能を果たしています。 «日本標準産業分類番号: 2462,2464,2469で届出を希望される場合»めっき・アルマイト前後両方の製造品画像が必須です。 めっき首:パイプ めっき後:パイプ

上記事機についての評細原列 ※以下に、製造品の脱物評補控配載してくたとい。

最初HPOURS.

(記載必須、加州会は7枚、北京数)

製造品:

- ・ポンプ及び巻き上げ機に使用している歯車部品(型番A_ABC99999999-A)を製造しています。
- ・右写真は組立後の写真です。

用途/機能

- 業務用発電機・インバーター (一部は、モーターやコンブレッサー)のボンブに使用しています。
- ・主な機能は、○○で、トルク調整の機能を果たしています。当社独自の技術による▼▼なコントロールにより、◆▼の「エネルギー効果を向上させています。

0

(日本標準産業分類番号:2462,2464,2469で属出を希望される場合) めった・アルマイト 処理妨後 両方の製造品画像を進行したことを確認しました。

■③証明書類作成テンプレート

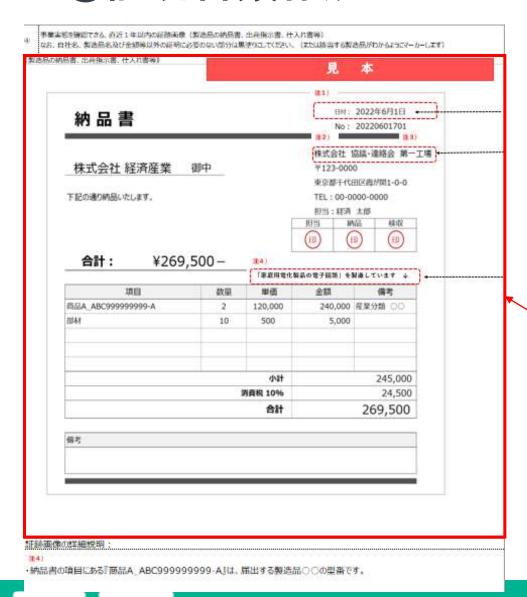


②完成品の説明をします

③製造設備の 説明をします



■③証明書類作成テンプレート



④納品書・出 荷指示書など の説明をしま す

※請負の場合 に必要です



■留意点

・特定技能1号への在留資格変更許可申請前に加入することが必要です。

・加入に2~3ヶ月ほどかかることがあるため、特定技能を検討されている企業様は早めの加入をご検討下さい。





ユーザーマニュアル

四半期届出の必要書類など、特定技能制度の運用に関するマニュアルは右記ユーザーマニュアルに掲載しております。

今回の協議会加入レク チャーと合わせてご確 認下さい。







特定技能外国人を受け入れるにあたっては、分野ごとの協議会に加入することが必要です。

お早めにご準備の上、ご対応下さい。

引き続き潤滑な運用ができるよう、

ご協力の程、よろしくお願いいたします。



